

## 令和7年産米の地域の合理的な単収の設定（案）

地域農業再生協議会別の単収を設定するために、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく方法を用いて次のとおり算出し、令和7年産米の地域の合理的な単収とする。

### 1. 地域の合理的な単収の算定の基本的な考え方

- (1) 東北農政局が公表している市町村別の水稲の10アール当たり収量（以下、「市町村別単収」という。）について、直近7か年（平成30年産から令和6年産を基本）中で最大の年産と最小の年産の値を除いた中庸5か年の平均値（以下「7中5」という。）に「補正係数」を乗じたものを地域の合理的な単収とする。

地域の合理的な単収 = 市町村別の水稲10a当たり収量の7中5 × 補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{令和6年産の作柄表示地帯別の平年収量}}{\text{市町村別単収の7中5による作柄表示地帯別の平均収量(※)}}$$

※作柄表示地帯ごとに、当該地帯に属する市町村の市町村別単収の7中5に、東北農政局が公表する令和6年産の当該市町村の水稲作付面積を乗じて得た収量の合計値を、当該地帯の水稲作付面積の合計値で除して得られる値

- (2) 東日本大震災等の影響を考慮したデータの使用に関する特例

平成23年産以降、水稲作付面積が平成22年産と比較し30%以上継続して減少している市町村については、「市町村別単収の7中5」に用いる直近7か年を平成16年産から平成22年産とし、補正係数（上記（1））の算出には、東北農政局が公表した平成22年産の当該市町村の水稲作付面積を用いる。

### 2. 今後のすすめ方

- (1) 「1.」の考え方にもとづき、本年12月公表予定の市町村別水稲の収穫量により地域の合理的な単収を設定し、東北農政局との協議後、各地域農業再生協議会に通知する。
- (2) 各地域農業再生協議会は、(1)によらない単収を設定する場合は、東北農政局と個別に協議し決定する。

以上

### <参考資料>

- 令和6年産米にかかる地域の合理的な単収設定一覧
- 「別添1 加工用米の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（抜粋）」（農林水産省）

令和6年産市町村別単収一覧

(単位:kg/10a)

市町村名	単収
福島市	496
二本松市	507
伊達市	497
本宮市	551
桑折町	511
国見町	514
川俣町	458
大玉村	552
郡山市	548
須賀川市	540
田村市	495
鏡石町	534
天栄村	527
石川町	510
玉川村	507
平田村	512
浅川町	528
古殿町	497
三春町	523
小野町	506
白河市	540
西郷村	541
泉崎村	548
中島村	573
矢吹町	554
棚倉町	533
矢祭町	484
塙町	482
鮫川村	476

市町村名	単収
会津若松市	604
喜多方市	588
北塩原村	596
西会津町	526
磐梯町	594
猪苗代町	609
会津坂下町	609
湯川村	614
柳津町	566
三島町	511
金山町	531
昭和村	559
会津美里町	608
下郷町	530
只見町	543
南会津町	545
相馬市	527
南相馬市	520
広野町	536
檜葉町	499
富岡町	502
川内村	483
大熊町	506
双葉町	516
浪江町	510
葛尾村	467
新地町	530
飯舘村	491
いわき市	529

## 別添 1

### 加工用米の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収

本要領別紙 1 の第 5 の 2 の (3) の地域の合理的な単収は以下により設定するものとする。

#### 1 市町村又は地域農業再生協議会別の単収

(1) 都道府県協議会の長は、各市町村又は地域農業再生協議会別の客観的な水稻作付面積等を用いて、大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に整合した市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定し、原則として地域農業再生協議会の長に通知する。

(2) なお、都道府県協議会の長は、前年産において各市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

#### 2 農業者別の単収

(1) 地域農業再生協議会の長は、地域農業再生協議会が把握した地域又は農業者別の客観的な水稻作付面積等を用いて、必要に応じて 1 で通知された単収に整合した農業者別の単収を設定し、農業者に通知する。

(2) なお、地域農業再生協議会の長は、前年産において農業者別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を加工用米の生産予定面積の算出に用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

#### 3 地方農政局等への協議

都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の長は、1 及び 2 の単収を設定又は変更する場合は、その算定方法及び算定に用いる客観的な面積について、地方農政局等と個別に協議するものとする。